

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、休日には、翌日)

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

◇告示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(〃)

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(〃)

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)

漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正(〃)

## 告示

### 鳥取県告示第九十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

「年の表の(一)から(四)までの項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(五)の項中「年一・八パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改め、同表の(六)の項中「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(七)の項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、二の表の(一)の項中「年〇・三パーセント」を「年〇・二五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・二パーセント」を「年〇・一四パーセント」に、「年〇・一パーセント」を「年〇・一六パーセント」に改め、同表の(三)の項中「年〇・五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改め、同表の(四)の項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二パーセント」に改め、同表の(六)の項を削り、同表の(七)から(九)までの項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二パーセント」に改め、同表の(十)の項を削り、三の表中「年一・八パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改める。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・一パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・八二五パーセント」に改める。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年四月鳥取県告示第一百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率	利子補給率
加工流通施設	整備資金		
年一・九パーセント以内	年一・九パーセント以内	年三・一五パーセント以内	規則第二条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年一・六五パーセント	年〇・五五パーセント	年一・四パーセント	規則第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年一・九パーセント以内	年一・九パーセント以内	年一・六五パーセント	年〇・三パーセント

鳥取県告示第百三号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付られた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・〇パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・八パーセント」

鳥取県告示第百二号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・二パーセント」を「年一・〇五パーセント」に、「年一・〇パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の四の項から九の項までの規定中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

を「年一・六五パーセント」に改める。

**鳥取県告示第二百四号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一五パーセント」に改め、二の表中「年一・八パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。